

学校法人酪農学園公益通報者保護及び対応に関する規程

2008年7月3日

規程2008-3号

2025年2月17日

改正規程2024-109号

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報及び法令違反等に該当するかを確認する等の相談（以下「通報等」という。）の適正な処理の仕組みを定めることにより、学校法人酪農学園（以下「学園」という。）における不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）を保護することを目的とする。

(窓口)

第2条 通報等を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を内部監査室に置く。

2 前項の窓口以外の者が通報等を行う者（以下「通報者」という。）から通報等を受けた場合は、内部監査室に転送しなければならない。

(通報等の方法)

第3条 窓口への通報等の方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

(通報者)

第4条 通報者の区分は、以下のとおりとする。

- (1) 学園に勤務する職員
- (2) 学園で労務に服する者（派遣労働者、委託業務従事者）
- (3) 学園と取引関係のある会社等の役職員
- (4) 学園が設置する学校の在籍者（研究生等を含む。）
- (5) その他前各号以外の者

(調査)

第5条 内部監査室は、通報等を受けたときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、通報等に関する事実関係について、当該内容に最も関連の深い業務を所掌する部局（以下「調査部局」という。）の長に調査を行わせる。

3 調査部局の長は、調査する内容によって、調査委員会を設置することができる。

4 内部監査室の職員は、必要に応じ、調査に参加することができる。

5 調査委員会の設置については別に定める。

(協力義務)

第6条 各部局の長及び職員は、通報等の事実関係の調査に際して、調査部局の長から協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査部局の長は、調査の結果を内部監査室を通じて、速やかに理事長に報告しなければならない。

2 調査部局の長は、調査終了までに長期間を要すると判断する場合には、その概要を適宜前項に準じ中間報告しなければならない。

- 3 前項に規定する最初の中間報告は、通報等を受けた日から14日以内にしなければならない。
- 4 理事長は、第1項の報告又は第2項の中間報告により、不正行為等が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(懲戒処分等)

第8条 理事長は、前条第1項の報告により、不正行為等が明らかになった場合には、当該不正行為等に関与した職員(第4条第1項第1号の者をいう。以下同じ。)に対し、学校法人酪農学園寄附行為施行規則第16条の規定に基づく就業規則(以下「就業規則」という。)に従って、必要な処分を課することができる。また、取引関係のある会社等の役職員に対しては、不正行為に係る取引業者の処分方針に基づき、対処する。

(通報者の保護)

- 第9条 理事長は、通報者が通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを被ることがないように必要な措置を講ずるとともに、通報者の職場環境又は修学環境の保全に努めなければならない。
- 2 理事長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った職員がいた場合は、就業規則に従って、必要な処分を課することができる。

(個人情報の保護)

- 第10条 本規程に定める業務に携わる職員は、通報された内容及び調査で得られた個人情報について、その保護に努めるとともに正当な理由なくして開示してはならない。
- 2 理事長は、前項の規定に違反した職員に対し、就業規則に従って、必要な処分を課することができる。

(通知及び公表)

- 第11条 理事長は、匿名による通報等を除き、通報者に対して、調査結果及び是正措置について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ。)のプライバシー等に配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。
- 2 理事長は、通報等対象事実及び是正措置等について、必要と認められる場合は、適宜公表するものとする。

(不正の目的)

- 第12条 通報者は、虚偽の通報等や、他人を誹謗中傷する通報等その他の不正の目的の通報等を行ってはならない。
- 2 理事長は、不正の目的の通報等を行った職員に対し、就業規則に従って、必要な処分を課することができる。
 - 3 不正の目的の通報等を行った者が、第4条第1項第4号に規定する者である場合には、当該学校の長は、当該者に対し、学則等に従って、必要な処分を課することができる。

(関係者の排除)

- 第13条 通報者及び被通報者は、自らが関係する不正行為等に関する通報等の処理に関与してはならない。
- 2 理事長が前項に該当する場合には、学長又は校長がその職務を行う。

(通報等を受けた者の責務)

第14条 通報等の処理担当者に限らず、通報等を受けた者(通報者の管理者、同僚等を含む。)は、この規程の目的に準じて、誠実に対応しなければならない。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則 (2008年7月3日規程2008-3号)

この規程は、2008(平成20)年7月3日から施行する。

附 則（2015年4月1日改正規程2015－3号）

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則（2021年12月14日改正規程2021－105号）

この規程は、2021年12月14日から施行する。

附 則（2025年2月17日改正規程2024-109号）

この規程は、2025年4月1日から施行する。